

## 第 1 回 櫛 引 地 域 審 議 会 次 第

日 時 平成 18 年 2 月 22 日 (水)  
午後 3 時 ~  
会 場 櫛引庁舎 3 階 委員会室

1 . 開 会

2 . 市長あいさつ

3 . 委員紹介

4 . 会長・副会長の選出

5 . 合併後の状況について

6 . 説 明

( 1 ) 地域審議会の概要について

( 2 ) 新市建設計画の概要について

7 . 協 議

( 1 ) 今後の運営について

( 2 ) その他

8 . その他

9 . 閉 会

## 櫛引地域審議会委員名簿

所属団体名等	氏名	備考
櫛引町商工会会長	秋山 弥里	
櫛引区長会会長	遠藤 敬一	
櫛引西小学校PTA会長	大井 欣哉	
櫛引体育協会副会長	小林 隆	
黒川地区農業村落振興会会長	齋藤 賢一	
鶴岡市社会福祉協議会理事	佐久間 泰子	
会社員(元櫛引町教育委員)	佐々木 はつ子	
産直めぐり運営管理組合組合長	澤川 宏一	
櫛引町老人クラブ連合会会長	菅原 幸雄	
櫛引地区民生児童委員協議会会長	鈴木 和己	
櫛引ボランティア連絡協議会副会長	清和 梅子	
櫛引観光協会会長	清和 庄右エ門	
鶴岡市櫛引消防団団長	楯村 信一	
旧南庄内合併協議会委員(農業)	長南 源一	
庄内たがわ農業協同組合理事	成田 新一	
櫛引婦人会会長	畑山 久恵	
旧南庄内合併協議会委員(農業)	前田 藤吉	
鶴岡市農業委員	松平 久和	
加藤清正公忠廣公遺蹟顕彰会副会長	松田 安男	
櫛引自治公民館連絡協議会会長	吉田 吉郎	

(五十音順 敬称略)

## 合併後の状況

合併後4ヵ月が経過したところですが、櫛引地域では特に問題もなくスムーズに行政運営が進められています。

### 1. 合併後の業務の状況

#### (1) 税務市民課(窓口)業務

合併により住民票申請、戸籍申請や各種証明書の発行が、本所及び各庁舎でできるようになりました。この結果、櫛引地域の市民が本所で発行を受けた件数は10月62件、11月75件、12月93件と増加傾向にあり、3ヵ月合計で230件となっています。また、他4庁舎での発行数は3ヵ月で46件(藤島庁舎14件、羽黒庁舎11件、朝日庁舎21件、温海庁舎0件)となっています。

一方、櫛引庁舎で発行した本所及び他庁舎分は10月48件、11月68件、12月65件の合計181件となっており、合併により市民の利便性が向上しています。

#### (2) 健康福祉課関係業務

合併により、市内のどこの保育園にも入園することができるようになりました。現在は櫛引地域の保育園に、鶴岡地域から2名、藤島地域から1名入園、鶴岡地域へ2名入園しております。平成18年度は、鶴岡地域から2名、藤島地域から1名入園、櫛引地域から鶴岡地域へ1名、朝日地域へ2名入園予定です。

総合検診事業として実施している「人間ドック」の検査機関に荘内病院の受け入れが追加され、受診者の選択肢が増えたことで好評価を受けています。

高齢者インフルエンザ予防接種事業については、合併後新たに市民税非課税世帯に対し減額措置がとられ、新たな減免制度として評価されました。

#### (3) 企画課関係業務

市全体の広報を見ることができるようになり、各地域で行なわれている行事などを広く知ることができ、各地域のいろいろな催事や活動に参加できるようになりました。

#### (4) 教育課関係業務

学習機会や交流の場、芸術文化活動に接する機会が増えています。

「アートフォーラム」には櫛引地域の子ども達の絵や習字、地域の市民が日頃研鑽を重ねている作品が展示され、多くの市民の目に触れることで、より交流が深まりました。

市立図書館櫛引分館で本館の図書の貸し出しを受け、分館に返却する利用者も出ており、利便性が良くなっていると共に、図書の選択の幅の広がりも見られます。

#### (5) 組織機構

基本的に合併前の各市町村の組織を引き継いだ組織としており、当初の年度計画に沿って業務が行なわれています。また、管理部門を中心に新市で一元化された業務については、業務執行に支障が出ないような体制がとられています。

なお、議会・監査事務局については本所に一元化され、会計・選挙・農業委員会等一部の事務が残るものについては、庁舎に分室を設置しています。

## 2. 市民からの問合せの状況

住所表示の変更について、合併直後は数件の問合せがありましたが、現在はほとんどなくなっています。

このほか、自治会から、市長との懇談会の開催を希望する声が寄せられています。

## 地域審議会について

地域審議会は、旧市町村合併特例法第5条の4の規定に基づき、新鶴岡市が処理する旧市町村の区域に係る事務に関し市長の諮問に応じて審議などを行うために、旧市町村ごとに設置するものであります。

なお、同条では、地域審議会を組織する構成員の定数、任期などについては、合併関係市町村の協議により定めることとされており、新鶴岡市については、次のように協議して定められたところです。

### 1 所掌事務

- (1) 地域審議会は、合併に係る次の事項について、市長の諮問に応じて審議・答申する。
  - ・ 新市建設計画の変更に関する事項
  - ・ 新市建設計画の執行状況に関する事項
  - ・ その他市長が必要と認める事項
- (2) 必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

### 2 組織

- (1) 平成27年3月31日までの期間、旧市町村の区域を単位として設置いたします。
- (2) 地域審議会は、その区域に住所を有する20人以内の委員で組織され、委員は、
  - (ア) 公共的団体等を代表する者
  - (イ) 学識経験者

の区分のうちから市長が任命し、委員の任期は2年間となっております。

公共的団体等を代表する者については、

- |                |              |              |
|----------------|--------------|--------------|
| (1) 自治組織       | (2) 農林漁業団体   | (3) 商工観光団体   |
| (4) 福祉、医療団体    | (5) 学校教育関係団体 | (6) 社会教育関係団体 |
| (7) 老人、婦人、青年団体 | (8) 防災組織     | (9) NPO法人等   |

など、各地域における地域社会活動、経済、産業活動等の代表等、各界各層の代表者から就任いただき、幅広く地域課題の的確な把握や意見を聴くことができるよう、委員を選定いたしました。

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置を、次のとおり（鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村、西田川郡温海町）と協議して定めた。

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置について、同条第2項の規定により下記のとおり定めるものとする。

記

（設置）

第1条 合併特例法第5条の4第1項の規定により、次の各号に掲げる区域を対象にして、当該各号に定める地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- （1） 合併前の鶴岡市の区域 鶴岡地域審議会
- （2） 合併前の東田川郡藤島町の区域 藤島地域審議会
- （3） 合併前の東田川郡羽黒町の区域 羽黒地域審議会
- （4） 合併前の東田川郡櫛引町の区域 櫛引地域審議会
- （5） 合併前の東田川郡朝日村の区域 朝日地域審議会
- （6） 合併前の西田川郡温海町の区域 温海地域審議会

（設置期間）

第2条 審議会の設置期間は、平成17年10月1日から平成27年3月31日までとする。

( 所掌事務 )

第 3 条 審議会は、合併に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- ( 1 ) 新市建設計画の変更に関する事項
- ( 2 ) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- ( 3 ) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

( 組織 )

第 4 条 審議会は、第 1 条の区域 ( 以下「区域」という。 ) ごとに委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

- ( 1 ) 公共的団体等を代表する者
- ( 2 ) 学識経験者

( 任期及び失職 )

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

3 委員は、区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

( 会長及び副会長 )

第 6 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第 7 条 審議会の会議 ( 以下「会議」という。 ) は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務める。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

5 会議は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上公開しないことができる。

( 庶務 )

第 8 条 審議会の庶務は、新たに設置される鶴岡市の区域ごとの担当部署において処理する。

( 委任 )

第 9 条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、平成17年10月1日から施行する。



資 料

平成 18 年 2 月 8 日開催

旧南庄内合併協議会委員会議

配布資料

## 合併後の概況

合併後 4 ヶ月余りが経過したところであるが、概括的には概ねスムーズに行政運営が進められている。

### 1 合併後の業務の状況

#### (1) 窓口業務

合併前の町村役場であった各庁舎で住民サービスに関わる窓口機能を引き続き担っており、サービスの低下をきたすことなく業務が執行されている。

また、戸籍の届出、諸証明申請等の手続きが本所、各庁舎で共通して可能となったため、居住地にとどまらず手続きのための来庁があるなど、市民にとっての利便性が向上している。

#### (2) 組織機構

基本的に合併前の各市町村の組織を引き継いだ組織としており、当初の年度計画に沿って業務が執行されている。

また、管理的部門を中心に、新市で一元化され業務増となった事務については、庁舎職員の本所兼務によって、業務執行に支障が出ないような体制がとられている。

#### (3) 予算編成

統一した編成方針を立て、本所及び各庁舎ごとの予算要求をもとに、厳しい財政状況を踏まえ事業の見直しも行いつつ、予算の編成作業を続けており、3月定例会への予算案提出に向けて詰めの作業を行っている。

### 2 市民からの問合せの状況

住所表示の変更について、合併直後においては、問い合わせがあったが、現在はほとんどなくなっている。

このほか、総合相談室には、市長との定期懇談会の要望、施設の利用等に関する相談などが寄せられた。

### 3 事務事業調整の状況

約2,500項目の調整項目のうち、「合併まで調整」とした1,200項目については合併前に調整を済ませており、「経過措置」とした700項目のうち平成18年度当初から実施するものについては、平成17年中に調整を終え、来年度予算案に反映させることとしている。

### 4 議会の状況

市議会12月定例会での合併に関連して、次のような質問があった。

新市建設計画の取組みについて

「住民と行政が遠くなるのでは」という不安感への対応について